

## 目 次

1	新施設整備の必要性	1
2	施設建設基本方針	2
(1)	計画における位置付け	2
(2)	社会福祉施策の動向	3
(3)	基本理念	4
(4)	施設のコンセプト	5
3	建設場所	6
(1)	建設予定地の概要	6
(2)	建設場所決定の経緯	8
4	施設の役割と事業展開	9
(1)	保健福祉の総合的支援の充実	10
ア	保健衛生	10
イ	子育て・子育て支援	11
(2)	参加と協働による多様な交流や活動の推進	12
ア	地域福祉の担い手づくり	12
イ	多様な市民の交流・生きがづくり	13
(3)	地域福祉活動の推進	14
ア	福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信機能	14
イ	福祉サービスの利用促進	15
ウ	災害時ボランティア拠点	17
(4)	社会福祉協議会について	18
(5)	集約化対象施設の現状	19
(6)	未導入となった機能の検討結果	20
5	各機能における関係機関との連携について	21
(1)	機能全体のイメージについて	21
(2)	保健衛生、子育て・子育て支援	22
(3)	多様な市民の交流・生きがづくり	23
(4)	福祉総合相談窓口	24
(5)	福祉サービスの利用促進	26

## 修正内容

※「地域における多様な交流や活動の推進」→「参加と協働による多様な交流や活動の推進」に修正  
 「参加と協働による地域福祉活動の推進」→「地域福祉活動の推進」に修正

5 頁、9 頁、12 頁、14 頁、33 頁についても同様の修正とする。

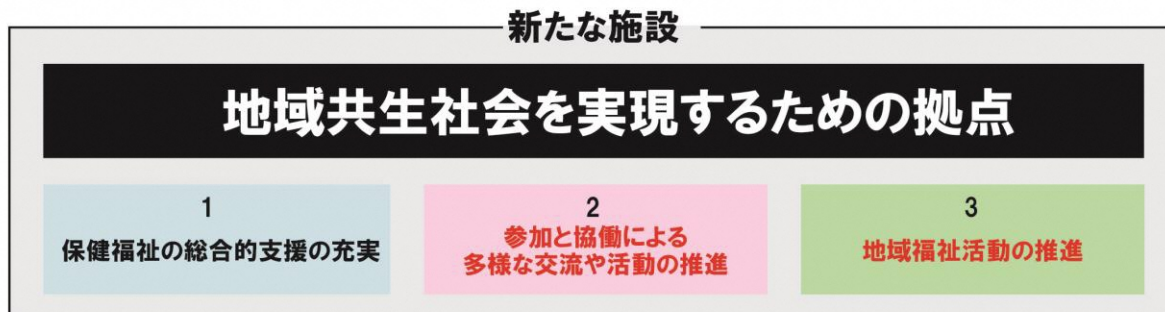
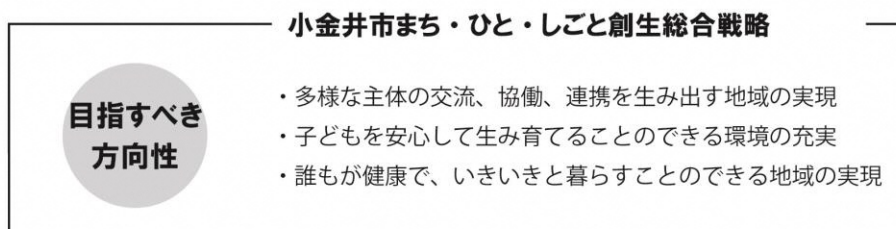
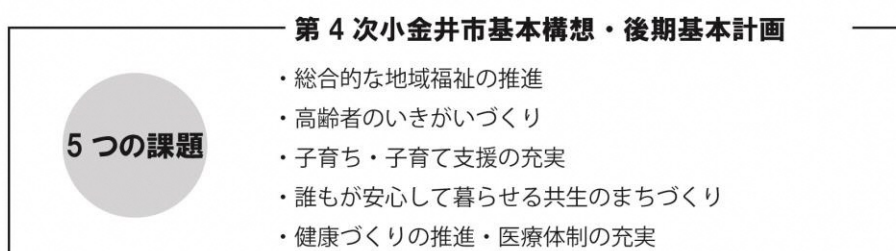
※「5 各機能における関係機関との連携について」は項目番号入替

#### (4) 施設のコンセプト

新たな施設における基本的な機能「保健福祉の総合的支援の充実」、「参加と協働による多様な交流や活動の推進」、「地域福祉活動の推進」は、地域が抱える課題の解決力、地域を地盤とする包括的支援、地域丸ごとのつながりなどを強化していくこととなり、将来的に求められる地域共生社会の実現に欠かせないものです。

今後の法制度の動向、保健福祉総合計画などの関連計画、本市の地域特性、課題等に的確に対応できる拠点であることが大切です。

あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みを構築しつつ、健康づくり・生きがいつくりの機会を提供します。



#### 修正内容

※「地域における多様な交流や活動の推進」→「参加と協働による多様な交流や活動の推進」に修正  
「参加と協働による地域福祉活動の推進」→「地域福祉活動の推進」に修正

## (2) 建設場所決定の経緯

(仮称)新福祉会館は、本市における地域共生社会を実現するための拠点を目指すことから、以下の観点から候補地について検討を行いました。

- あらゆる市民に親しまれる施設とするため、市域のいずれのエリアに偏らないことが望ましい。
- 市民サービス向上の観点から、福祉と保健に関する総合的な相談機能は、申請手続等の受付窓口と近接していることが望ましい。
- 福祉関連施設を利用する方の交通手段として「自動車」は欠かせないところであり、一定のオープンスペースの確保が見込める立地であることが望ましい。
- 発災時の体制として、災害ボランティア拠点は災害対策本部等と緊密な連携が可能であることが望ましい。

- 市のほぼ中央に位置する。
- (仮称)新福祉会館の実施事業、機能等をより向上させるためには庁舎機能との連携が重要
- 車でのアクセスが容易である必要があり、建設場所に接する道路は重要
- (仮称)新福祉会館は、子ども関連施策の活用を見込むことから徒歩・自転車又は公共交通を利用することも想定

これらの要件を満たす建設場所について、市域のどこからでも訪れやすい中心地に多目的室やマルチスペースといった「集う」「学ぶ」機能があることの効果はとて大きいと考えます。

保健センター、子ども家庭支援センター及び市民協働支援センターを導入することは、単に利便性の面だけでなく、出かけやすく集まりやすい市の中心に置くことで「集う」機能が効果的に機能することが期待でき、実際生活に即する「学び」に関する各種事業の実施は地域課題の解決力の強化、多様な担い手の育成・参画を促す効果も期待されることから、市の中心的な行政拠点であり、市民サービスの中核を担う庁舎と一体の敷地に整備することにより、地域共生社会の拠点を目指し、総合的サービス提供の基盤を築いてまいります。

修正内容  
※図形の塗りつぶし削除

## 4 施設の役割と事業展開

# 地域共生社会を実現するための拠点

## (1) 保健福祉の総合的支援の充実

ア 保健衛生

① 保健センター

イ 子育て・子育て支援

① 子ども家庭支援センター

② ファミリー・サポート・センター

## (2) 参加と協働による多様な交流や活動の推進

ア 地域福祉の担い手づくり

① ボランティア・市民活動センター

(災害ボランティアセンター)

② (仮称) 市民協働支援センター

イ 多様な市民の交流・生きがいがづくり

① 多目的室、マルチスペース、家事実習室

## (3) 地域福祉活動の推進

ア 総合相談、啓発、情報発信

① 福祉総合相談窓口

イ 福祉サービスの利用促進

① 自立相談サポートセンター

② 権利擁護センター

③ 障害者就労支援センター

④ 福祉オンブズマン

ウ 災害時ボランティア拠点

① 災害ボランティアセンター

## (4) 社会福祉協議会

小金井市社会福祉協議会 (事務室等)

### 修正内容

※「地域における多様な交流や活動の推進」→「参加と協働による多様な交流や活動の推進」に修正  
「参加と協働による地域福祉活動の推進」→「地域福祉活動の推進」に修正

## (1) 保健福祉の総合的支援の充実

### ア 保健衛生

健康教育や健康診査をはじめとする成人保健事業や食育事業を実施するほか、子育て世代に対しては妊婦面接事業をはじめとする母子保健事業と子育て・子育て支援事業との連携による切れ目のない支援を行います。

また、成人・母子健康診査や各種講座等を市域のほぼ中央部で実施することにより、利用者の利便性を高めます。

#### 【機能イメージ】

- ・ 各種健康診査や予防接種といった保健衛生事業の実施
- ・ 健康教育や健康づくりに関する講座等の実施
- ・ 妊娠・出産・育児に係る子育て世代が抱える不安や健康保持への切れ目のない支援の実施

#### 【(1)-ア-①】

<b>機能名</b>	保健センター
<b>目的</b>	市民の健康福祉の増進等
<b>対象等</b>	成人、妊産婦、乳幼児等
<b>想定スペース</b>	●事務室 ●各種健康相談室等(健康診断会場) ●検査室・消毒室 ○会議室 ○事業用多目的スペース ○作業準備室 (○印は共有可能スペース)
<b>業務実績等</b>	(H28 実績) ・ 成人健康診査 延べ 2,993 人 ・ 成人健康相談・講座 延べ 437 人 ・ 母子健康診査 延べ 3,553 人 ・ 母子健康相談・講座 延べ 4,349 人 ・ 予防接種 延べ 1,055 人
<b>現業務形態</b>	直営(一部業務委託)

#### 修正内容

※10 頁から 18 頁まで図形の塗りつぶし削除



## イ 子育て・子育て支援

子育て・子育て支援事業の紹介のほか、各種講座等の開催、親子あそびひろばといった場の提供を基に、子育て世代の家庭がつどい、子育てに係る情報交換、情報共有を通じた地域のつながり、支え合いの場を提供するとともに、母子保健事業との相互連携による切れ目のない支援を行います。

また、子育て世代の親子が集う場の提供や各種講座等を市域のほぼ中央部で実施することにより、利用者の利便性を高めます。

### 【機能イメージ】

- ・ 子育て・子育て支援事業の紹介
- ・ 子育て・子育て支援に関する講座の実施
- ・ 親子あそびひろばをはじめとする子育て世代の親子が集う場の提供

### 【(1)-イ-①】

<b>機能名</b>	子ども家庭支援センター
<b>目的</b>	地域の子育て家庭を支援し、子どもとその家族が安心して健康に生活することができる地域づくりを目指す。
<b>対象等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に居住する満 18 歳未満の児童と保護者</li> <li>・ 地域で子育てに関わる活動をする者又はこれから活動しようとする者</li> <li>・ 親子あそびひろばは、おおむね6歳までの就学前児童とその保護者</li> </ul>
<b>想定スペース</b>	●事務室 ●相談室 ●ひろばスペース ●保育室 ○会議室 ○事業用多目的スペース ○作業準備室 (○印は共有可能スペース)
<b>業務実績等</b>	(H28 実績) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て相談 相談件数 3,322 件 専門相談 55 件</li> <li>・ 親子あそびひろば 利用者 24,690 人</li> </ul>
<b>現業務形態</b>	直営(一部業務委託)

### 【(1)-イ-②】

<b>機能名</b>	ファミリー・サポート・センター
<b>目的</b>	地域における一時保育等の育児に関する相互援助活動を支援することにより、市民が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、子育て家庭の福祉の増進に寄与する。
<b>対象等</b>	ファミリー・サポート・センターの会員 援助活動を行う者(協力会員)と援助活動を受ける者(依頼会員)が、その会員相互による援助活動を行う会員組織
<b>想定スペース</b>	●事務室 ○会議室 ○事業用多目的スペース ○作業準備室 (○印は共有可能スペース)
<b>業務実績等</b>	(H28 実績) ・ 会員数 1,749 人 ・ 活動回数 4,235 回
<b>現業務形態</b>	業務委託

## (2) 参加と協働による多様な交流や活動の推進

### ア 地域福祉の担い手づくり

自らが住む地域が抱える課題、そこに住む手助けを必要としている人々に対し、市民自らが自身の持つ能力を発揮し、主体的に地域を支え合える共生の社会作りを目指すため、社会福祉協議会やNPO法人といった団体と協働し、ボランティア活動に関わる講座・研修を開催します。

また、市民・行政の協働がなされるようコーディネートしたり、多様な市民活動をサポートしたり、市民がまちづくりや人づくりに積極的に関われる場を創出します。

#### 【機能イメージ】

- ・ ボランティア活動に関わる講座、研修の開催
- ・ 市民協働のための活動拠点の整備による協働のまちづくりや人づくりの推進

#### 【(2)-ア-①】

機能名	ボランティア・市民活動センター
目的	福祉のまちづくりのためのボランティア活動拠点の運営
対象等	ボランティアしたい・必要としている個人・団体
想定スペース	●事務室 ○会議室等多目的スペース ○ボランティア作業室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績) 延べ 480 人
現業務形態	社会福祉協議会自主事業

#### 【(2)-ア-②】

機能名	(仮称)小金井市市民協働支援センター
目的	協働の推進のための拠点を設置し、市民がまちづくりや人づくりに積極的に関わる ことのできる環境を整備する。
対象等	市民、市民活動団体、行政等
想定スペース	●事務室 ○会議室等多目的スペース ○ボランティア作業室 (○印は共有可能スペース) ※センター機能に必要な空間、設備は共有可能スペース等の中で別途検討する。 ※ボランティア作業室は物品貸出スペースを含む
業務実績等	(H28 実績) 相談・コーディネート件数:147 件 (※現在は市民協働支援センター準備室として実施)
現業務形態	業務委託

## イ 多様な市民の交流・生きがづくり

年齢や障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民が集える各種イベントや、福祉と健康に関する講演会・講座・研修等を実施し、相互理解を促進しノーマライゼーションの理念の定着を目指します。

また、福祉と健康に関わるボランティア団体等の活動場所や活動内容の紹介を通じ、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場を提供します。

なお、マルチスペースでは子どもから高齢者まで、多世代が気軽に立ち寄り、集まることのできる場を計画します。

### 【機能イメージ】

- ・ 多くの市民が自由に利用できたり、イベント会場としても活用できる場
- ・ 講演会・講座や研修会場としての場
- ・ 旧福祉会館で行われていた実際生活に即する「学び」としての場
- ・ 旧福祉会館におけるロビーやギャラリー、倶楽部のような気軽に立ち寄ることができる場
- ・ ボランティア団体、各種サークル活動など、福祉と健康に携わる団体の活動・紹介場所の提供

### 【(2)-イ-①】

対 象 等	行政機関、市民等
想定スペース	◆多目的室 ◆マルチスペース ◆家事実習室
業 務 形 態	貸室受付などは指定管理を想定
想 定 事 業	26頁【活動スペース機能の利用イメージ】参照



### (3) 地域福祉活動の推進

#### ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信機能

年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える生活課題に対し、課題解決に向けたアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門員の配置及び福祉と健康に関する制度案内、講演会・研修等企画の紹介等の情報発信機能を果たす「福祉総合相談窓口」を導入します。

#### 【機能イメージ】

- ・ 相談者自身が抱える生活課題を整理できず、適切な相談機関がわからない方と行政等をつなぐコーディネート機能
- ・ 福祉と健康に関する制度案内や各種事業・関係するNPO団体等の活動情報の発信

#### 【(3)-ア-①】

機能名	福祉総合相談窓口
目的	個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援、適切な相談機関につなぐコーディネート機能を有する窓口を設置する。
内容等	障がい者相談、高齢者相談、権利擁護相談、子育て相談、健康相談、生活困窮者自立支援相談、その他
想定スペース	●事務室 ●相談室
業務実績等	※新機能のため現時点での実績なし
業務形態	業務委託も視野に入れて検討

## イ 福祉サービスの利用促進

生活困窮や成年後見、障がいのある方への就労支援や福祉サービスへの苦情等、各種福祉サービスの利用を促進するため、各種制度の紹介を行います。

### 【機能イメージ】

- ・ 各種福祉サービスの紹介等
- ・ 専門機関における個別事業の利用促進

### 【(3)-イ-①】

機能名	小金井市生活困窮者自立支援事業(自立相談サポートセンター)
目的	生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行うとともに就労その他の支援体制を構築する。
対象等	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のうち、本事業による支援が必要と認められる市に居住するもの
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績) ・ プラン作成件数:82 件(年間) ・ 就労支援対象者数:37 人(年間) ・ 相談件数:1,476 件
現業務形態	業務委託

### 【(3)-イ-②】

機能名	福祉サービス総合支援事業(小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい)
目的	福祉サービスの利用に際しての相談、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用に際しての苦情対応等を総合的かつ一体的に実施するための体制を整備する。
対象等	原則として市内に在住する高齢者及び障がい者
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績) 相談/援助件数:8,618 件
現業務形態	業務委託

【(3)-イ-③】

機能名	障害者就労支援事業(障害者就労支援センター)
目的	障がい者の一般就労の機会の拡大を図り、障がい者が安心して働き続けられるよう、小金井市障害者就労支援センターを設置する。
対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般就労を希望する在宅の障がい者(児)</li> <li>・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の福祉的就労に就いている障がい者(児)</li> <li>・ 企業、事業所等に在籍している障がい者(児)等</li> </ul>
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績) 就労者/相談者:71 人/延べ 8,032 人
現業務形態	業務委託

【(3)-イ-④】

機能名	小金井市福祉サービス苦情調整委員(福祉オンブズマン)
目的	福祉サービスに関する苦情に公正かつ中立の立場で迅速に対応し、福祉サービスに対する市民の信頼性を高めるとともに、福祉の一層の向上を図る。
対象等	市が実施し、又は関与する福祉サービス利用者
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 ○作業室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績)苦情対応件数:9 人
現業務形態	直営

### ウ 災害時ボランティア拠点

地震等による大規模災害発生時における、災害ボランティアの活動拠点としての「災害ボランティアセンター」機能を設けます。

#### 【機能イメージ】

- ・ 社会福祉協議会における災害ボランティアの養成
- ・ 災害時におけるボランティアの受け入れ場等の調整

#### 【(3)-ウ-①】

機能名	災害ボランティアセンター
目的	災害時における被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点整備
対象等	災害支援活動を希望する個人や団体
想定スペース	◆多目的室 ◆マルチスペース ※通常時はボランティア・市民活動センター内での設置を想定
業務実績等	なし
現業務形態	社会福祉協議会を主体した協働の運営形態を想定 ※小金井市と社会福祉協議会は「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」を締結(H17.8.9)している。

#### (4) 小金井市社会福祉協議会について

小金井市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）は、社会福祉法第109条の規定により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、地域福祉活動を推進する体制づくりとして「小金井市保健福祉総合計画」においても市との連携強化を図ることとしています。地域福祉を推進し、新施設の機能を更に高めるためにも、中核となる組織である市社協の事務室等を（仮称）新福社会館へ併設します。

また、市と市社協は、地震その他の災害が発生した場合において、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるよう相互に連携することを目的とした「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」を締結しています。

機能名	小金井市社会福祉協議会(事務室等)
目的	地域福祉活動の推進
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 ○作業室 (○印は共有可能スペース)
現業務形態	法人運営

#### 修正内容

※図形の塗りつぶし削除

※「社会福祉協議会」→「法人運営」に修正

## (6) 未導入となった機能の検討結果について

以下の機能は、旧福祉会館に導入されていた機能及び本町暫定庁舎敷地を建設場所とした「(仮称)新福祉会館建設計画(案)」において導入予定とされていた機能である。これらの機能については、導入機能の検討を行う中で全体的な協議を行った。

特に取り上げられた公民館本館事務室の協議では、新たな施設における多目的室などの貸し室の機能については、旧福祉会館の福祉施設としての集会室及び旧公民館本館の貸し室としての面積を合計した面積と同等以上の広さを現在想定していること、従来の公民館活動などの「学び」のご利用を含めてボランティア活動や地域の活動といった様々なご利用をいただくことを想定していることから、今後、単なる貸館にならないような運営を考える上ではむしろ公民館事務室機能を導入するなど社会教育施設という専用機能に固定化してしまうよりいいのではないかという意見が多かった。

なお、既に新たな施設への導入は行わないことを予定している機能については、関係者と将来を見据えた検討が行われていること、また、新たな施設は、高齢者や障がい者の活動及び集いの場となるよう、今後の運営方法の検討するものであるなど、総合的に判断した結果、新たな施設の基本理念やコンセプトに基づき、本委員会において新たな施設への導入はしないことにした。

未導入となった機能名称	旧福祉会館	(仮称)新福祉会館建設計画(案) ※本町暫定庁舎敷地建設案
公民館本館事務室	○	—
悠友クラブ連合会事務局	○	○
健康治療室	○	健康ルーム
売店	○	軽喫茶室
喫茶室	○	
福祉共同作業所	○	○
浴室	○	—
シルバー人材センター	—	○
障害者地域自立生活支援センター	—	○
精神障害者地域生活支援センター	—	○

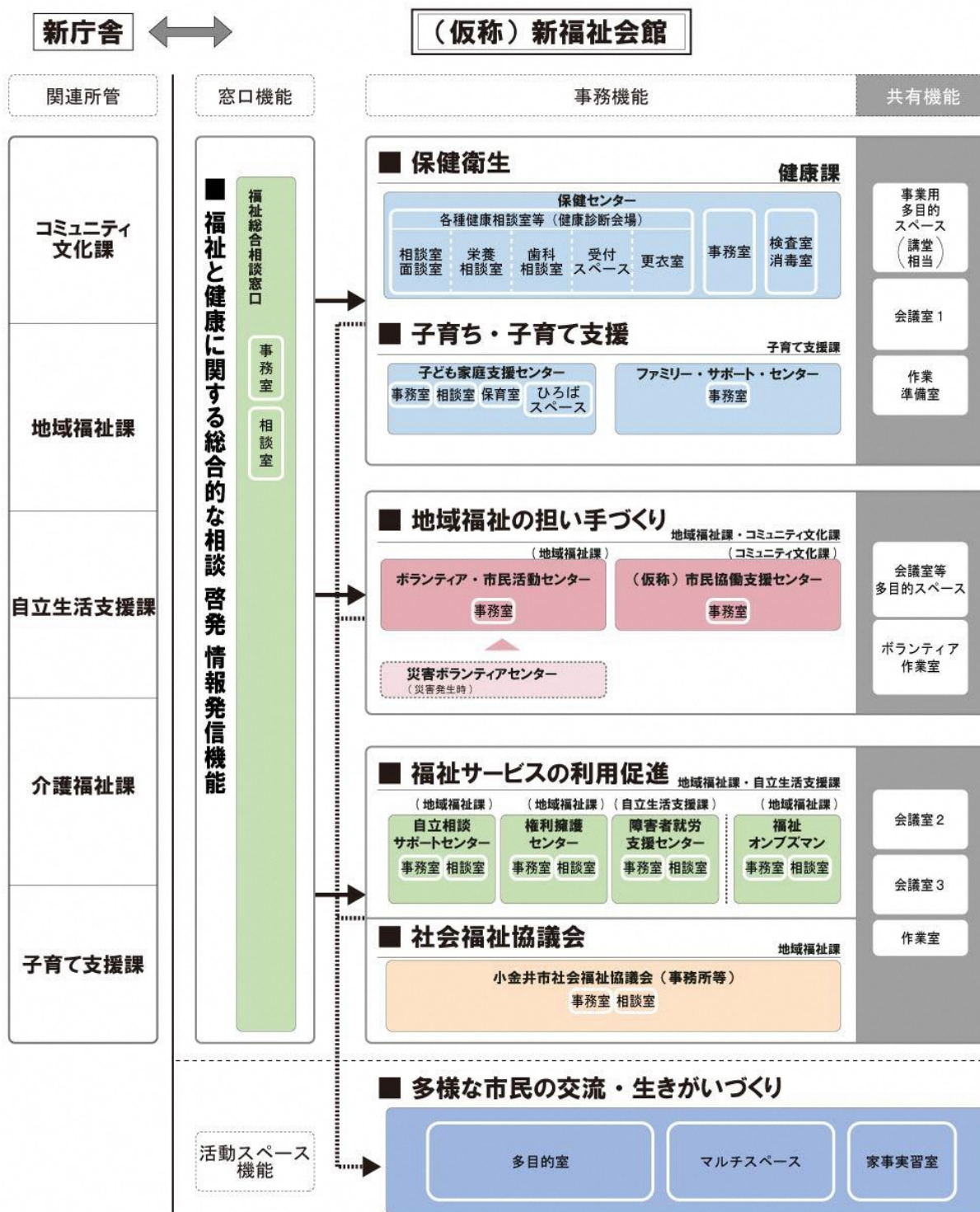
### 修正内容

※「障害者地域自立支援センター」→「障害者自立生活支援センター」に修正

## 5 各機能における関係機関との連携について

### (1) 機能全体の連携について

【機能連携イメージ図】



※ このイメージ図は、部屋の配置、大きさ等を定めたものではありません。

**修正内容**

※「機能連携イメージ図」図版修正



#### (4) 建設規模

公共施設等総合管理計画を踏まえ多機能化・複合化による総量抑制を図ることを前提に、施設の規模は、延床面積3,500㎡を基本とし、個別機能の他に多数の市民の利用が可能な多目的室やマルチスペース、家事実習室を設置します。

#### 【機能分類別の面積と想定スペース】

分類		主な機能(事業)	面積	想定スペース ( )は共有
保健福祉の 総合的支援 の充実	保健衛生	保健センター	おおむね 1,020 ㎡	事務室、相談室、各種健康相談室等、検査室・消毒室、(会議室)、(事業実施スペース)、(作業準備室)、保育室、ひろばスペース
	子育て・子育て支援	子ども家庭支援センター ファミリー・サポート・センター		
参加と協働 による多様な 交流や活動 の推進	地域福祉の 担い手づくり	ボランティア・市民活動センター (災害ボランティアセンター) (仮称)市民協働支援センター	おおむね 135 ㎡	事務室、(会議室等多目的スペース)、(ボランティア作業室)
	多様な市民の 交流・生きが いづくり	多目的室 マルチスペース 家事実習室 (印刷コーナー)	おおむね 710 ㎡	多目的室、マルチスペース、家事実習室、印刷スペース等
地域福祉活 動の推進	総合相談、啓 発、情報発信	福祉総合相談窓口	おおむね 20 ㎡	事務室、相談室
	福祉サービス の利用促進	自立相談サポートセンター 権利擁護センター 障害者就労支援センター 福祉オンブズマン	おおむね 180 ㎡	事務室、相談室、(会議室)、(作業室)
社会福祉協議会		社会福祉協議会事務局	おおむね 35 ㎡	
その他附帯設備等			必要面積 (別途調整)	倉庫、更衣室等
小 計			おおむね 2,100 ㎡	
共用部相当分			おおむね 1,400 ㎡	玄関ホール、廊下、階段、トイレ、多目的トイレ、エレベーター、エレベーターホール、電気室等各種設備室など
合 計			3,500 ㎡	

#### 修正内容

※「地域における多様な交流や活動の推進」→「参加と協働による多様な交流や活動の推進」に修正  
「参加と協働による地域福祉活動の推進」→「地域福祉活動の推進」に修正

## (2) (仮称) 小金井市新福祉社会館建設基本計画市民検討委員会

### ア 期間

平成29年7月7日から平成29年12月31日まで

### イ 検討内容

(設置要綱抜粋)

(仮称) 小金井市新福祉社会館(以下「新施設」という。)建設に当たり、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画の策定において必要な事項を検討し、及び協議する。

#### 【検討内容一覧】

区分	開催日程	検討内容等
第1回	平成29年 7月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員顔合わせ</li> <li>○ 委員長・副委員長選任</li> <li>○ 建設基本計画(素案)説明</li> <li>○ 建設場所の検討(確定)</li> </ul>
施設見学	平成29年 8月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所沢市「子どもと福祉の未来館」</li> <li>○ 三鷹市「元気創造プラザ」</li> </ul>
第2回	平成29年 9月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本理念の検討</li> <li>○ 導入機能等の検討</li> </ul>
第3回	平成29年 10月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 導入機能等の検討</li> <li>○ 建設基本計画(案)作成</li> </ul>
第4回	平成29年 10月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 導入機能等の検討</li> <li>○ 建設基本計画(案)作成</li> </ul>
第5回	平成29年 11月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設基本計画(案)<b>作成</b></li> </ul>
	平成29年 11月22日 ~12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パブリックコメント実施</li> </ul>
第6回	平成30年 1月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>パブリックコメントを踏まえた建設基本計画(案)の検討</b></li> </ul>
第7回	平成30年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>建設基本計画(案)の確定、市長へ送付</b></li> </ul>

#### 修正内容

※第5・6・7回市民検討委員会について記載・修正